

令和4年第8回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年8月10日(水) 午後1時30分から午後2時50分
- 2 場 所 菊池市役所「204会議室」
- 3 出席委員 1番/笹本一人 2番/米村俊春 3番/井藤弘樹 4番/加藤浩行
5番/川口五月 6番/丸山利明 7番/宮本洋子 8番/高山悦子
9番/西口陽二郎 10番/高木洋一 11番/東 博己 12番/吉良至誠
13番/徳永久美 14番/坂本忠弘 15番/松岡 忠 16番/中山真由美
17番/青木孝博 18番/森 政喜 19番/古庄正治
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 (本 庁) 吉田 武、菊永圭一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄
(七城分室) 近藤健志
(旭志分室) 坂本健誠
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 農地法第3条許可申請について
議案第2号 農地法第5条許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画(案)について
報 告 ①許可不要転用届出について
②土地改良届出について
③合意解約について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。

本日は、19名、全員の農業委員さんの出席を頂いております。『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和4年第8回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号18番/森政喜委員と議席番号19番/古庄正治委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

《 議案審議 》

会 長) それでは、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局) 議案第1号/農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。1ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転3件、賃貸借権設定7件、使用貸借権設定3件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 説明に入ります前に、今月の案件は農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。2ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。譲受人が、日頃からこの農地を耕作しており、譲渡人から、この農地を引き取ってもらえないかということで話され、相互合意による売買です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の2番と3番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 2番と3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番と3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

中山真由美委員) 16番の中山です。譲受人が農地を増やし、本格的に農業をしたいということでの売買です。現地を確認しましたが、何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番から7番については関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 3ページから4ページをご覧ください。賃貸借権設定の1番から7番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番から7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂本忠弘委員) 14番の坂本です。譲受人は24歳と若い人ですが、新規就農認定農業者です。これまでは、父親がこの農地を借りて農業をされていました。ゴボウ農家でした。今回、これまで、父親が借りておりましたが、息子が借りる形になります。先日、推進委員と現地を確認しましたが、何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に使用貸借権設定の、1番について説明をお願いします。

事務局) 5ページです。使用貸借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1番は、私の担当ですので意見を述べたいと思います。6番の丸山です。譲渡人の住所が市外になっておりますように既に、菊池から出ておられており、譲受人は、泗水の方で、譲渡人から耕作を依頼されたとのことでした。宮本推進委員の方から、譲受人に土地の所在地の集落には、貸借されることを説明する旨を伝えたそうです。また、集落の草切り等の参加も伝えたそうです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に使用貸借権設定の2番、3番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 使用貸借権設定の2番、3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 2 番、3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3 番の井藤です。お互いの相互合意による使用貸借です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第 3 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

高山悦子委員) 8 番の高山です。5 ページの譲受人の面積が 0 ですが、これまでもこういうことはありましたか。

事務局) 今回、利用権設定をされるとのことです。

事務局) 農業はこれまでされていて、今回はじめて使用貸借されるとのことです。

事務局) 水稲と栗をこれまでされていて、軽トラックも持たれていて、農作業歴が 12 年間となっています。また、作業日数も 180 日となっています。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。農地を持たない場合も使用貸借権設定が出来るのか。

事務局) これまで、奥さんの実家の農地と知り合いの農地で農作業をされていたということ。今回新たに使用貸借権設定をされるということ。

会 長) 自作農地を持ってなくて、使用貸借権設定が出来るのか。

事務局) 機械も持っていて、農業経験もあって、作業日数も相当あるので、使用貸借権の設定が出来るものと思われま。

事務局) 奥さんの実家が農地を持っていて、そこで一緒に農作業をされていたということ。

高山悦子委員) 8 番の高山です。要件は、満たしておりますか。

事務局) 下限面積はクリアされて、機械も持っておられ、農業従事日数も 180 日ということですので要件は満たしております。

会 長) 他にご意見等ございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局) 議案第2号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。6ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転8件及び賃貸借権設定1件、使用貸借権設定2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 先ず、議案の訂正をお願いいたします。議案書の7ページをご覧ください。所有権移転の番号1番です。備考欄に集落接続と記入をお願いいたします。所有権移転の番号3番です。備考欄に集落接続と記入をお願いいたします。所有権移転の番号4番です。備考欄に「全体の土地の面積に占める第1種農地の割合が1/3を超えないもの」と記入をお願いいたします。議案書の8ページをご覧ください。所有権移転の番号5番です。備考欄に「1/2を超えない拡張」と記入をお願いいたします。所有権移転の番号6番です。備考欄に集落接続と記入をお願いいたします。所有権移転の番号7番です。備考欄に集落接続と記入をお願いいたします。議案書の10ページをご覧ください。使用貸借権設定の番号1番です。備考欄に集落接続と記入をお願いいたします。使用貸借権設定の番号2番です。備考欄に集落接続と記入をお願いいたします。大変、申し訳ありません。それでは、各案件の説明をいたします。議案書の7ページをご覧ください。所有権移転の番号1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約1.7kmの位置にある農地です。農地区分は、概ね10ha以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第1種

農地になり原則不許可となりますが、不許可の例外規定の「集落に接続して設置される場合」に該当するため、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。菊之池小から北に約 800m のところになります。8 月 5 日に丸山会長、推進委員、事務局と現地調査を行いました。申請人は、地元で建設業をされており、今回の転用目的は資材置場ということです。建物はないということで生活雑排水等はないとのことです。雨水は、地下浸透とのことです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 2 番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 土地の所有権移転の 2 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した花房小学校から南西に約 1km の位置にある農地です。

農地区分は、「概ね 10ha 未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地」であることから第 2 種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2 番の米村です。譲渡人と譲受人は、親子の関係です。譲受人は、IT 関連の仕事をしていて、地元で会社を立ち上げたいということで、現在は、自宅兼事務所でされておりますが、手狭になったための申請で、自分の事務所と貸店舗が 2 店舗となっております。給水は、市の上水道、下水道は、合併浄化槽を設置されるそうです。駐車場は、砂利敷で雨水は、自然浸透だそうです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 3 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 土地の所有権移転の 3 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所七城支所から東南東に約 400m の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になり原則不許可となりますが、不許可の例外規定の「集落に接続して設置される場合」に該当するため、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員) 9 番の西口です。8 月 5 日に、丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。譲受人は、現在、山鹿市に住んでいて生まれ育った菊池市内に住みたいということでの今回の申請になっています。給排水については、給水は、ボーリングで排水は、市の下水道に排水するとのこと。雨水は、浸透枡を設置することです。また、隣接者の承諾も得られているとのこと。問題ないかと思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 4 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 土地の所有権移転の 4 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所七城支所から南西に約 900m の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になり原則不許可となりますが、不許可の例外の「北側の隣接する宅地と第 1 種農地を一体的として同一の事業の目的に行うものであって、事業全体に占める第 1 種農地の面積の割合が 1/3 を超えないもの」に該当し、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員) 9 番の西口です。8 月 5 日に、丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。譲受人は、現在、市営住宅に住んでおり、今回、親族の近くで住みたいとのことで、今回の申請になったとのこと。給水は、ボーリングによる給水、排水は、市の下水道で処理し、雨水は浸透枡を設置することです。また、行政区からの排水同意もとられております。問題はないかと思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 5 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 土地の所有権移転の 5 番です。8 ページをご覧ください。譲渡人、譲受人、土地

の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池農業高校から東に約200mの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、不許可の例外の「1/2を超えない既存の施設の拡張」に該当し転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。場所は、菊池農業高校から北東に約200mのところでは、来春稼働予定の新工場で約150人の駐車場が必要になることによる申請です。給排水は、駐車場のため必要ありません。問題はないかと思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に6番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 土地の所有権移転の6番です。8ページをご覧ください。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から北に約900mの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になり原則不許可となりますが、不許可の例外規定の「集落に接続して設置される場合」に該当するため、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。場所は、泗水ラドン温泉から東に約30mのところでは、生活環境には、良いところで、給排水については、給水は市の上水道を利用し、排水は、合併浄化槽を設置することです。雨水は、浸透柵を設置することです。問題はないかと思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に7番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 土地の所有権移転の7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から北に約 900m の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になり原則不許可となりますが、不許可の例外規定の「集落に接続して設置される場合」に該当するため、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 7 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7 番の宮本です。場所は、泗水ラドン温泉から東に約 30m のところでは

生活環境は、良いところで、給排水については、給水は市の上水道を利用し、排水は、合併浄化槽を設置するとのこと。雨水は、浸透枡を設置とのこと。問題はないかと思われま

会 長) 次に 8 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 土地の所有権移転の 8 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から北に約 800m の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 8 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

森政喜委員) 18 番の森です。譲渡人は、埼玉に住んでおられ、譲受人は、熊本市の住宅会社です。共同住宅で、10 戸の 2 階建てです。給排水は、市の上下水道を利用されます。雨水は、浸透枡を設置されます。問題はないかと思われま

会 長) 次に賃貸借権設定の 1 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 賃貸借権設定の 1 番です。議案書は 9 ページです。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した道の駅旭志から南南東に約 1.2 km の位置にある農地です。

農地区分は 10ha 未満の農地であることから、第 2 種農地になり転用は可能です。
位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 貸貸借権設定の 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

青木孝博委員) 17 番の青木です。8 月 5 日に、丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。場所は、国道 325 号線沿いで、貸付人は、大津町矢護川で農業をされていて、借受人の方は、合志市で造園業をされていて、すぐ近くに作業場があり、ここは、資材置場として便利がいいということで、借りられるものです。給排水は、関係なく、雨水は自然浸透とのことです。問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の 1 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 使用貸借権設定の 1 番です。議案書は 10 ページです。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した道の駅旭志から南南東に約 1.6 km の位置にある農地です。農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になり原則不許可となりますが、不許可の例外規定の「集落に接続して設置される場合」に該当するため、転用は可能です。
位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 使用貸借権設定の 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2 番の米村です。貸付人は、父、借受人は、息子になります。現在、赤星にお住まいですが、子どもが生まれ手狭になったため、家を建てたいとのことでの申請です。上水道は、ボーリング、排水は、合併浄化槽を設置し、水路に放流することです。水路への放流同意は、とられております。問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の 2 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 使用貸借権設定の 2 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南南西に約 1.5 km の位置にある農地です。農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農

地になり原則不許可となりますが、不許可の例外規定の「集落に接続して設置される場合」に該当するため、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 使用貸借権設定の 2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2 番の米村です。貸付人は、父、借受人は、息子になります。現在、アパートお住まいですが、子どもが生まれ手狭になったため、家を建てたいとのことでの申請です。上下水道は市の施設を利用することです。問題ないかと思われま
す。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第 5 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第 3 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第 3 号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。11 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものであります。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして、説明しますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の 1 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 12 ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定 4 件、所有権移転が 1 件となっています。所有権移転の説明を行います。14 ページをお願いします。所有権移転 1 番です。所有権を移転する者、所有

権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。こちらは、農業用施設の転用になります。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所から直線で北に約 800m の位置にある農地です。

農地区分は、農振農用地区域内の農地ですが、農業用施設用地に用途区分されている農地であることから農業施設への転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員) 12 番の吉良です。8 月 5 日に、丸山会長、推進委員、事務局と一緒に現地を確認しました。所有権の移転を受ける人は、家族を中心に正社員 7 名を雇用し、法人化をし、大規模に和牛の繁殖経営をされており、この度、増頭のため育成牛舎 1 棟、繁殖牛舎 1 棟、堆肥仮置き場を建設するための申請です。申請地は、既存の牛舎の道路を挟んで東側で、周囲には、民家もなく、臭気や騒音等の心配もなく、また、雨水処理についても地元区長同意をとっており、また、隣接農地所有者の同意もとっており、何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 今回の計画は、只今説明がありました所有権移転 1 件のほか賃貸借権設定 4 件です。しばらく時間をとりますので、ご確認いただきたいと思います。

(各委員議案の内容確認)

会 長) それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 17 ページをお開きください。

報告案件は、「許可不要転用届について」、「土地改良届について」「合意解約につい

て」の3件となっております。

先ず、「許可不要転用届」でございます。18ページから22ページをご覧ください。今回の5件の「許可不要転用届」は、関連しており、農道として利用するために伴うものであります。詳細につきましては、18ページから22ページに記載のとおりでございます。次に「土地改良届」が、2件ございます。23ページをご覧ください。

1件目は、2筆の農地の段差を無くすために1筆にするものです。詳細につきましては23ページに記載のとおりでございます。次に、24ページをお願いします。2件目は、周辺農地との高低差があり、作物を作るのが困難なため地上げを行うものであります。詳細につきましては24ページに記載のとおりでございます。

次に「合意解約」でございます。25ページをお願いします。今回、農地法第18条の規定による合意解約通知が15件あっており、詳細につきましては、25ページから28ページに記載のとおりでございます。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) 只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。これをもちまして「令和4年第8回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩